

令和 8 年度

船橋市下水道事業会計予算

議案第10号

令和8年度船橋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度船橋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処理区域内人口	616,160人
(2)	年間有収水量	55,474,133m ³
(3)	主要な建設改良事業	
	管渠整備事業	7,288,200千円
	処理場整備事業	3,889,800千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益	18,637,503千円	
第1項	営業収益	12,225,264千円	
第2項	営業外収益	6,412,139千円	
第3項	特別利益	100千円	
		支	出
第1款	下水道事業費用	18,517,337千円	
第1項	営業費用	16,819,904千円	
第2項	営業外費用	1,647,333千円	
第3項	特別損失	100千円	
第4項	予備費	50,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,560,518千円は、減債積立金1,076,237千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額250,000千円及び当年度分損益勘定留保資金6,234,281千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資 本 的 収 入		15,177,962千円
第1項	企 業 債		8,674,000千円
第2項	出 資 金		1,319,650千円
第3項	補 助 金		4,531,464千円
第4項	負 担 金		644,088千円
第5項	貸 付 金 償 還 金		8,660千円
第6項	そ の 他 資 本 的 収 入		100千円
		支	出
第1款	資 本 的 支 出		22,738,480千円
第1項	建 設 改 良 費		13,057,972千円
第2項	企 業 債 償 還 金		9,614,708千円
第3項	貸 付 金		15,800千円
第4項	予 備 費		50,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	西浦下水処理場送風機設備更新事業	2,500,000	令和8年度	998,000
				令和9年度	522,000
				令和10年度	980,000
		高瀬下水処理場管理棟空調設備更新事業	330,000	令和8年度	20,000
				令和9年度	310,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
高瀬下水処理場 運転管理業務委託料	令和8年度～令和9年度	733,128

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	8,674,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

818,666千円

(他会計からの補助金)

第11条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、657,062千円である。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹